

優先事業調書対象細事業数

部 局	総事業数	対象外	対象
議会事務局	4	2	2
秘書広報広聴課	5	0	5
企画総務部	84	44	40
財務部	28	19	9
市民部	73	7	66
医療部	7	1	6
健康長寿福祉部	84	4	80
農林水産環境部	89	6	83
商工観光部	51	6	45
建設部	30	6	24
上下水道部	7	0	7
教育委員会事務局	110	14	96
消防本部	8	0	8
会計課	1	0	1
監査委員事務局	1	0	1
農業委員会事務局	5	1	4
合 計	587	110	477

下記に該当する細事業は、優先順位付けの対象外としています。

人件費、積立金、一般経費、公債費、災害復旧費、選挙執行経費、指定統計経費、予備費